

## 三井 V-Net 一木会会則

### 第 1 条(名称)

本会は三井 V-Net 一木会と称する。

### 第 2 条(目的)

本会は三井ボランティアネットワーク事業団(通称・三井 V-Net)の発展とボランティア活動の充実及び会員相互の親睦と情報交換を図ることを目的とする。

### 第 3 条(会員)

本会の会員は三井 V-Net の設立の趣旨と目的に賛同し、別途定めるボランティア活動会員登録票にて入会を申し込み、三井 V-Net 事務局に登録された者とする。退会は届出による。

### 第 4 条(事務所)

本会の事務所は三井 V-Net 本部(東京)におく。

### 第 5 条(事業)

本会は、会の目的のために次の事業を行なう。

(1)幹事会

(2)例会

(3)親睦会

(4)部会、その他、会の目的を達成するための事業

### 第 6 条(役員)

本会は、会の目的を達成するために次の役員を置く。

幹事 10 名内外

幹事は会員の中から互選により決定される。

幹事の任期は 2 年とし再任をさまたげないが、最長 2 期 4 年とする。

### 第 7 条(会則の改定)

本会則の改定は、幹事会で協議・承認され、例会に報告される。

### 第 8 条(付則)

本会則は 2012 年 1 月 12 日から実施する。